株式会社 創建エース

2025年6月12日

各　位

会 社 名　株式会社創建エース
代表者名　代表取締役会長兼社長　西　山　由　之
（コード番号　1757　東証スタンダード市場）
問合せ先　取締役管理本部長　　南　條　和　広
（フリーコール：0120-998-050）

第61回定時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、2025年6月12日付「第61回定時株主総会の延期に関するお知らせ」において公表いたしましたとおり、第61回定時株主総会（以下「本定時株主総会」）の延期を決定しておりますが、併せて本日付の取締役会決議にて、本定時株主総会招集のための基準日設定についても決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1．本定時株主総会に係る基準日の変更等

当社は、定款第11条の規定により、定時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定する基準日を毎年3月31日としております。しかしながら、今回、当該規定にかかわらず本定時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、2025年6月30日（月）を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その議決権を行使することができる株主といたします。

（1）基準日　：2025年6月30日（月）
（2）公告日　：2025年6月13日（金）
（3）公告方法：電子公告により、下記の当社ホームページに掲載いたします。
https://www.souken-a.jp/e-public-notice/

2．本定時株主総会の開催概要

本定時株主総会で予定している開催日時、開催場所および付議議案につきましては、現時点では未定であります。確定次第、速やかにお知らせいたします。

3．本定時株主総会の招集のための基準日変更の理由

当社は、2025年3月19日付「特別調査委員会設置に関するお知らせ」および2025年5月2日付「2025年3月期決算発表の延期に関するお知らせ」に記載のとおり、現在、特別調査委員会による調査を実施しております。この調査が現時点において未了であることから、当初の予定期日で株主総会招集手続きを行うことができない見込みとなり、本定時株主総会につきまして延期を決定いたしました。

本定時株主総会の開催日の調整を続けておりますが、当初基準日（2025年3月31日）の有効期間（3ヶ月）を経過する見込みの為、本定時株主総会の招集のための新たな基準日を設定させていただくこととしました。

以上